

議 事 内 容

専務理事	<p>ご案内しておりました時間となりましたので、第40回常設審議委員会を始めさせていただきます。</p> <p>さて、本日は、審議委員の総数19名に対し16名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第40回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>今年は観測史上最も遅い梅雨入りとなり、市内の山間部では田植えを済まされていない農家もあるようです。皆様のところも心配しており、田植えが済んでも今後の水不足を心配されているのではないかと思います。</p> <p>また、平坦部では大豆の作付が始まっておりまして、スムーズにいけば収穫できるのではないかと考えております。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条1件、第5条・6件のほか、農業者等との意見交換会のまとめを議題としています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件について、資料1により報告。)</p>
専務理事	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、神崎市・西村委員と白石町・川崎委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局および農業会議事務局から、説明をお願いします。</p>

農業会議事務局

まず、〇〇農業委員会分を農業会議事務局からお願いします。

〇〇農業委員会の提出案件ですが、農業会議に説明の要請がありましたので、事務局が説明いたします。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の寺院建設用地への転用において、この申請については2月に残土置き場への一時転用許可を受けており、本来であれば農地に復元しなければなりません。浄福寺より、今ある残土を寺院建設工事に使わせてほしいと要望があり、所有者が承諾されたことから、現状のまま地主への返却となっています。

申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請のメディカルセンター用地への転用について、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断。および概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するためを行うもので、当該事業の目的を達成する上で当該農地を必要とする場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用に

において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域であり、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会分を農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局 〇〇農業委員会の提出案件ですが、農業会議に説明の要請がありましたので、事務局が説明いたします。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の納車センター用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内で特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されておりますが、一般国道又は県道の沿道で流通業務施設、休憩所、給油所、その他これらに類する施設であることから許可相当と判断されております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇株式会社申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 第4条関係1件、第5条関係6件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	(意見・質問・異議なし)
常設審議委員	
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の寺院建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請のメディカルセンター用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	農地と同時利用地の範囲はどうなっていますか。
〇〇農業委員会	西・北・東の部分が農地で、海洋センターが既存施設、運動広場が雑種地となっていて、その他の施設概要に含まれています。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の納車センター用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	傾斜地で自然流下で道路側溝へ放流となっておりますが、将来的に側溝が埋まる可能性があると思います。その場合の管理はどうする予定ですか。
〇〇農業委員会	他の草刈り等の管理は〇〇のシルバー人材センターがされると聞いていますが、側溝の管理についても確認したいと思います。
〇 〇 委 員	側溝が埋まった場合、借受人が元に戻すなど話し合いはできていますか。
〇〇農業委員会	確認はしていません。
〇 〇 委 員	その確認が出来ないともし埋まった場合の責任を誰がとるか分からないですね。
〇 〇 委 員	太陽光発電の設置場所は現状畑であって、現在も畑として自然流下されているはずですが。その現状を変えずに設置のみなので、そこまでは求められていないかと思います。
〇 〇 委 員	ここの傾斜の上に市道と住宅があり、ここはもともとみかん園です。その段にあわせてパネルを設置するとのこと。また、〇〇の市道は地域住民が生活道路として管理することになっています。
〇 〇 委 員	それでは、側溝の管理も地域住民が行うよう同意があるんですね。

- ○ 委 員 同意があるかは分かりませんが、草刈り等はシルバーセンター
にお願いすると聞いていますので、今後こういう案件の場合は、
側溝についても確認するようにしたいと思います。
- ○ 委 員 造成の場合は話は変わってくるが、形状は変えないということ
なので、今までどおり地域でまかなえるということですね。
- ○ 委 員 そうです。
- ○ 委 員 分かりました。
- ○ 委 員 ○○では、今後も太陽光の案件は出てきそうですか。
- 農業委員会 ここ数ヶ月「この農地は太陽光パネルの設置は可能か」など
の問い合わせが増えてきています。
- ○ 委 員 ありがとうございます。
- ○ 委 員 除草剤が根を枯らして土砂が崩れる場合があります。傾斜地の
場合は将来的に埋まるおそれがあるので、地域の人が責任を持ち、
業者も地域の人に頼んだりしています。
- ○ 委 員 各農業委員会として側溝の管理については、誰が責任を持つ
のかを確認をとってから許可、判断をしていただきたいです。
- 農業会議事務局 業者が新たに側溝を設置する場合は、業者が管理をするべきで
す。しかし、今回のように既存の畑の側溝を利用する場合は、業
者と行政の話し合いになるかと思います。ただ、太陽光の場合は、
形状はそのままであれば、流水量はそこまで多くないと思います。
原則は施工業者が管理をするべきと考えます。
- ○ 委 員 区長・生産組合長・周辺の所有者の同意はとれていますか。
- 農業委員会 とれています。
- 議 長 他にありませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	以上、本日意見を求められた第4条関係1件、第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長	続きまして、次の項目に移ります。 「平成30年度農業者等との意見交換会の意見のまとめ」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議 長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専 務 理 事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専 務 理 事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、8月16日となっておりますので、御予定をお願いします。お疲れ様でした。

14時37分